



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 8月 9日 金曜日 第1380号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... 919
市営土地改良事業の施行の同意..... 919

漁業の免許..... 919
土地収用法に基づく事業の認定..... 920
道路の区域変更（県道野中長沢線外）..... 920
道路の供用開始（ " ）..... 920

告 示

○愛媛県告示第1404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年 8月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
南松山ショッピングプラザ	松山市朝生田町五丁目1番地25	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	24時間営業	平成14年 8月11日	平成14年 7月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から午後10時まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、新居浜市から協議のあった市営土地改良事業（

ため池等整備事業・山神地区）の施行に平成14年8月1日同意した。

平成14年 8月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1406号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき平成14年8月1日次のように区画漁業を免許した。

平成14年 8月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
伊特区第33号	温泉郡中島町大字津和地600番地 中島三和漁業協同組合	平成14年3月29日愛媛県 告示第716号のとおり	平成14年8月1日から 平成16年3月31日まで
宇特区第380号	宇和島市蔭淵1122番地 蔭淵漁業協同組合	〃	〃
宇特区第381号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	〃	〃
宇区第477号	〃 〃 外14人	〃	〃
宇区第478号	〃 〃 外14人	〃	〃
宇区第479号	〃 〃 外14人	〃	〃

○愛媛県告示第1407号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年 8月 9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称
宇和町
- 2 事業の種類

宇和町児童館（仮称）新築工事

3 起業地

- (1) 収用の部分

愛媛県東宇和郡宇和町大字神領地内

- (2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

宇和町役場

○愛媛県告示第1408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月 9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野中長沢線	伊予郡中山町大字出淵6番耕地381番8から 同大字2番耕地1246番6まで	旧	メートル 6.6~22.3	キロメートル 0.054	
			新	22.0~82.5	0.039	
〃	〃	伊予郡中山町大字出淵2番耕地1246番6から 同大字2番耕地1246番5まで	旧	5.0~7.3	0.044	
			新	5.0~7.3 82.5~103.5	0.044 0.016	
〃	〃	伊予郡中山町大字出淵2番耕地1246番5から 同町大字佐礼谷1号4番2まで	旧	4.8~20.5	0.120	
			新	6.0~146.0	0.068	
〃	石畳中山線	伊予郡中山町大字中山10号135番4から 同大字10号140番5まで	旧	8.5~14.5	0.163	
			新	9.5~35.0	0.163	

○愛媛県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月 9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野中長沢線	伊予郡中山町大字出淵6番耕地381番8から 同町大字佐礼谷1号4番2まで	平成14年8月9日
”	石畳中山線	伊予郡中山町大字中山10号135番4から 同大字10号140番5まで	”

--	--